

議会案第 5 号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成21年 9 月14日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 坂 本 弘

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

1979年の国連総会において採択された女性差別撤廃条約（以下「本条約」という。）は、女性の地位向上や差別撤廃を求める世界的な潮流のなかから生まれた。日本は1985年に本条約を批准しているが、女性に対する差別はいまなお法や制度、社会、労働環境、生活習慣などあらゆる段階において根深く存在している。

本条約をより実効性のあるものとするため、「個人通報制度」と「調査制度」を定めた女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」という。）が1999年の国連総会において採択され、2000年に発効した。現在までに、本条約を批准した186カ国のうち98カ国が批准している。

しかしながら、日本政府は、「司法権の独立を侵すおそれ」を理由に、いまだ選択議定書を批准していない。経済協力開発機構（OECD）加盟国で、批准していないのはアメリカと日本の2カ国のみである。2003年には、国連女性差別撤廃委員会が日本政府に対し、「選択議定書により提供される制度は、司法の独立性を強化し、女性に対する差別への理解をすすめる上において司法を補助するものであると強く確信している」と批准を「勧告」している。また、本年7月23日にニューヨークの国連本部で行われた審査でも、批准の重要性が指摘された。

「世界経済フォーラム」の「世界男女格差報告」2008年版によれば、日本の男女格差指数の順位は130カ国中98位と、前年の91位よりさらに順位を下げている。また、女性がどれだけ意思決定に参加できているかを示す国連の指標「ジェンダーエンパワメント指数」でも、日本は108カ国中58位で、こちらも前年の54位から順位を下げている。これらの数値は、日本における男女平等、女性差別の是正が国際的に見ても極めて遅れていることを示している。

特に、男女の賃金格差や民法における不利益な扱い（再婚禁止期間、同一姓の原則、婚外子への差別規定）といった差別的な社会制度の改善は、国内からも長年要請がありながら、依然として進んでいない。加えて、昨秋以降の未曾有の経済・金融危機の中、妊娠・出産を理由にした不利益な扱いや、育児休業などを理由にした女性の解雇などが急増していることから、妊娠中の女性に特別の保護を与えることを定めている本条約の徹底が緊急の課題となっている。

一方、政府においては、男女共同参画社会基本法の理念の実現を「21世紀の最重要課題」と位置づけている。「選択議定書」についても、男女共同参画審議会答申に「男女共同参画の視点から積極的な対応を図っていく必要がある」と明記され、批准へ積極的姿勢を示している。

こうした現状に則し、日本における女性差別撤廃の取り組みの強化を促す選択議定書の批准を、早急に実施するよう求める声が各地から上がっている。本条約が真の実効性を持ち、男女の人権がともに保障される男女平等社会の実現を促進するためにも、選択議定書の批准が求められている。また、選択議定書を批准することは日本が人権を尊重し積極的に男女平等をめざす国であることの表明ともなる。

よって、国においては、選択議定書採択10年の節目に当たる本年こそ、選択議定書を批准されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 9 月16日

郡 山 市 議 会